

第三八回

参第二号

小規模事業者に対する金融特別措置法（案）

（目的）

第一条 この法律は、小規模事業者に対する事業資金及び合理化資金の融通を円滑にする措置を講じ、もつてその経営の安定と経済的地位の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「小規模事業者」とは、主として自己の勤労によつて、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行なう事業者であつて、常時使用する従業員の数が五人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については二人）をこえないもの並びに事業協同小組合及びその組合員をいう。

（事業資金の貸付け）

第三条 商工組合中央金庫及び中小企業金融公庫は、それぞれその一事業年度における小規模事業者に対する貸付額がその事業年度における貸付総額に対し次に掲げる割合を下らないようその業務を行なわなければならない。

- 一 商工組合中央金庫 百分の二十五
- 二 中小企業金融公庫 百分の二十五

（合理化資金の貸付け）

第四条 都道府県は、中小企業振興資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条第一項に規定する貸付けを行なう場合においては、その一会計年度における小規模事業者に対する貸付額がその会計年度における貸付総額に対し百分の二十五を下らないようにその事業を行なわなければならない。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行の日の属する事業年度又は会計年度における第三条及び第四条の規定の適用については、小規模事業者に対する貸付額の貸付総額に対する割合は、これらの規定にかかわらず、政令で定める。

理 由

小規模事業者の経営の安定と経済的地位の向上のために、小規模事業者に対する金融の円滑化並びに融資資金の確保に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。